

管内各運輸支局長 殿

九州運輸局自動車技術安全部長

令和8年熊本地震により被災した自動車整備事業者の取扱いについて

令和8年熊本地震により、整備工場が甚大な被害を受けた地域については、今後、事業再開への取り組みが順次行われるものと思われませんが、様々な問題により整備工場として設置義務等のある設備又は要員を維持することができず、早期の事業再開が困難な状況にあることが思慮されます。

このような被災した整備工場が、事業再開までに多大な時間を要した場合、被災地域の自動車の点検整備や車検整備の空白地域となり、地域住民の移動の確保や環境保全が損なわれるおそれがあるところです。

については、下記により、認証基準又は指定基準（以下「基準」という。）に規定する設備等の維持について猶予する措置を定めたので了知願います。

なお、自動車整備振興会九州連合会会長あて別添のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 設備維持の猶予

(1) 基準猶予の対象

令和8年熊本地震により被災した整備工場のうち、災害救助法の適用を受けた地域内に事業場を有する自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者

(2) 基準猶予の申し立て

事業者のうち、設備等の維持の猶予措置を希望する場合は、事業場ごとに様式1の「申立書」を運輸支局長あてあらかじめ届け出ること。

(3) 台帳の作成

1. (2)の届け出を受けた運輸支局長は、申し立て内容について聞き取りを行い、猶予が必要と判断（別紙参照）した場合には様式2の「猶予措置事業者台帳」を作成すること。

(4) 基準猶予の期間

運輸支局長が定める猶予期間は月単位とし、届出日から1年以内を原則とするが、被災地域の復興状況に応じ、猶予期間の延長できるものとする。

(5) 基準猶予期間中の指導

運輸支局長は、基準を猶予した事業場に対し、十分な猶予期間を経た後に立ち寄る等により、特定整備の実施状況や基準猶予の状況確認を行うとともに、基準適合に向けた指導を行いその旨を様式2へ記載すること。

2. 指定自動車整備事業者における完成検査場の共同使用

(1) 共同使用の対象

令和8年熊本地震により被災した整備工場のうち、災害救助法の適用を受けた地域内に事業場を有する指定自動車整備事業者

(2) 共同使用の届出

被災により完成検査場の使用が困難となった事業場においては、別の指定自動車整備工場の完成検査場を共同使用する事ができる。

この際、完成検査場の共同使用にあたっては、「自動車検査設備の共同使用における指定整備業務の取扱いについて」（令和5年3月27日付け国自整第269号）に基づき届出すること。（以下、「共同使用通達」という。）

(3) 運輸支局における相談等

2.(2)の届け出を受けた運輸支局長は、被災状況を勘案し、可及的速やかに対応すること。

このとき、共同使用通達によらない取扱いが必要な場合等にあつては、運輸局整備課あてに事前に相談すること。

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称（認証番号）

事業場の所在地（仮設等により一時的に移転の場合はその所在地）

申立書

令和 8 年熊本地震により被災し、下記のとおり道路運送車両第 8 0 条に規定する認証基準を維持できなくなっていますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしくお願いします。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況（天井の高さを含む）

作業場の維持ができていない状況を記載

2. 整備用作業機械の不備状況

作業用機械の維持ができていない状況を記載

3. 工員の不備状況

工員の維持ができていない状況を記載

4. 基準適合予定日

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

事業者の氏名又は名称

事業場の名称（指定番号）

事業場の所在地（仮設等により一時的に移転の場合はその所在地）

申立書

令和 8 年熊本地震により被災し、下記のとおり道路運送車両第 9 4 条の 2 に規定する指定基準（検査用作業機械を除く）を維持できなくなっていますが、早期改善に努めますのでご配慮の程よろしくお願いします。

記

1. 屋内作業場及び車両置場の不備状況（天井の高さを含む）

作業場の維持ができていない状況を記載

2. 整備用作業機械の不備状況

作業用機械の維持ができていない状況を記載

3. 工員の不備状況

工員の維持ができていない状況を記載

3. 基準適合予定日

様式 2
(略)